


NEWS

証券代行ニュース

 MUFG 三菱UFJ信託銀行

 法人コンサルティング部
 会社法務・コーポレートガバナンスコンサルティング室

2022年2月28日 No.191

証券代行ニュース No.191では、トピックスとして「株主総会資料の電子提供制度-実務対応-」を、特集として「証券アナリストに役立つ監査上の主要な検討事項（KAM）の好事例集」をお伝えします。

（ニュース）

1/26(水)	東証、「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況について（2021年12月末時点）」を公表 https://www.jpx.co.jp/news/1020/20220126-01.html
---------	---

（トピックス）株主総会資料の電子提供制度-実務対応-

前号に引き続き、2022年9月1日に施行される株主総会資料の電子提供制度について、ご紹介します。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html

1. 電子提供措置の中断に対する取扱いについて

電子提供措置は、株主総会開催日の3週間前の日または招集通知を発した日のいずれか早い日から株主総会の開催日後3か月を経過する日までの間、継続して行われなければならないとされていますが、上記期間中、サーバのダウンにより電子提供措置の継続が難しい場合や、ハッキングにより電子提供措置の内容が改ざんされる等、電子提供措置の中断が生じるおそれがあります。

こうした懸念を踏まえ、会社法325条の6に定められた事項をすべて満たしている場合には、電子提供措置の中断があったとしても救済がなされるとしています。

また、電子公告制度と異なり、電子提供措置をとったことに関し、調査機関の調査を受ける必要がないため、電子提供措置の中断が生じた場合、会社法325条の6の救済措置が認められるよう立証することができるようにしておく必要があり、ウェブサイトのアクセスログを保存しておくこと等が考えられます。加えて、電子提供措置の中断が生じた際のバックアップとして、東証ホームページの公衆縦覧サイト等、複数のサイトに株主総会資料をアップロードしておくことが考えられます。

2. 電子提供制度を取る旨の定款変更の登記について

電子提供措置をとる旨の定款の定めは、会社法911条3項12号の2に基づく登記事項です。通常登記事項に変更が生じた場合は、効力発生日から2週間以内に登記する必要がありますが、みなし定款変更（定款変更決議をしたものとみなす措置）には特則が設けられています。みなし定款変更が適用される会社（施行日時点上場会社）は、施行日から6か月以内（施行後最初の登記と同時）に電子提供措置をとる旨の登記をすればよいとされています（整備法10条4項、5項）。

3. 施行日までに実施すべき制度の周知について

株主に対して「制度周知」を行うにあたり、電子提供制度に関するリーフレットや書面交付請求の請求書を決議通知や中間事業報告等に同封すること等が考えられます。また、株主メモや招集通知（表紙、狭義の招集通知部分、定款変更議案等）において本制度の説明を行うことも考えられます。

その際、(1)電子提供制度適用開始後の株主総会では、従来のような招集通知が送付されなくなること、(2)従来のような招集通知の送付を継続して希望する場合には、書面交付手続きを行うこと等について周知することが望ましいと考えられます。

【特集】証券アナリストに役立つ監査上の主要な検討事項（KAM）の好事例集

本年2月、公益社団法人日本証券アナリスト協会より「証券アナリストに役立つ監査上の主要な検討事項（KAM）の好事例集が公表されました。

<https://www.saa.or.jp/account/account/pdf/Kam220202.pdf>

「監査上の主要な検討事項（KAM: Key Audit Matters）」とは、会計監査人が監査役等と協議し、財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項です。

日本証券アナリスト協会では、KAMの好事例集として26社を選定、高く評価できるポイント等が解説されています。

監査人との協議、株主総会での想定問答の検討等、KAMに係る各種対応を求められる発行会社としても投資家に評価されるKAMの内容を把握することは有用と思われます。本稿では多くの会社に関係すると思われる項目を記載している3例（当社による抜粋版）を紹介いたします。

1. ① 立体駐車場事業に属する子会社の取得により認識されたのれんの減損損失の認識の判定

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>② 連結財務諸表注記「重要な会計上の見積り」及び「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」に記載されているとおり、2021年3月期の連結貸借対照表に計上されているのれん残高は2,819百万円（総資産の4.02%）である。その残高のうち2,382百万円は立体駐車場事業の子会社の取得により認識されたのれんである。</p> <p>（中略）</p> <p>③ 子会社の取得時に策定された事業計画においては、市場における需要の獲得等により収益の拡大が見込まれていた。しかし、2020年3月期及び2021年3月期における同社の営業損益は当初計画を下回り、継続して営業損失が計上されている。</p> <p>（中略）</p> <p>④ 割引前将来キャッシュ・フローの総額は、子会社の事業計画を基礎として、将来の駐車場の運営業務の新規契約に対する入札の成否、また駐車場の運営業務の新規受託、その運営業務契約の継続及び解約などを考慮した駐車場運営業務の年間増加件数等の重要な仮定を反映して算定されている。この将来キャッシュ・フローの見積りは長期にわたるため、見積りの不確実性及び経営者による主観的な判断の程度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子会社の事業計画について、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ⑤ - 過年度の事業計画と実績を比較し、未達についてその理由を検討し、当期以降の事業計画に反映されていることを検討した。 - 市場の拡大見込み、駐車場の運営業務に関する新規入札の成否の可能性を検討した。また新規獲得によって得られる収益、費用に関する会社の見積りについて理解した上で、その基礎となった資料を入手し、経営者の見積りとの比較を行った。 - 駐車場の運営業務の新規受注、その運営業務契約の継続、及び解消について経営者に質問及びその見積りの基礎となった資料を入手し評価した。 ・子会社が実施した事前計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの計算が正しく行われていることを確認した上で、当期以降の割引前将来キャッシュ・フローの総額に対して不確実性を加味した場合における影響を考慮し、会社の実施したのれんの減損損失の認識要否の判定に与える影響を検討した。
選定理由	
① 立体駐車場事業について、具体的な内容を見出しに入れている。	

- ② のれん残高の金額だけでなく、総資産に占める比率も記載されており、KAMの選定理由が分かりやすい。
- ③ 立体駐車場事業に減損の兆候があることを、被監査会社固有の情報に基づき説明している。
- ④ 将来キャッシュ・フローの見積りに不確実性がある理由が具体的に解説されており、KAMの選定理由を理解しやすい。
- ⑤ 監査上の対応について、内部統制の評価に加え、子会社の事業計画の妥当性を評価する方法が、具体的に記載されている。

2. 機器部門のたな卸資産の評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>① 【連結貸借対照表】に記載されているとおり、会社は、2021年3月31日現在、たな卸資産を36,329百万円（総資産の23.8%）計上している。このうち、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、●●●株式会社の機器部門に関連するたな卸資産が21,585百万円（総資産の14.1%）含まれており、当該たな卸資産に対して評価損1,371百万円が計上されている。</p> <p>●●●株式会社の機器部門のたな卸資産は、主に多品種の少額部品から構成されている。納品までのリードタイムに相当期間を有する等の理由から、主要な部品については一定量のたな卸資産を手元保有する必要がある。たな卸資産の評価減の算出には、滞留期間等に応じた評価減率を利用したシステムによる自動計算のほか、保有量と比較して払い出し実績が少ないたな卸資産について、将来の販売見込みを評価して、手作業により評価減額を計算する方法を組み合わせている。</p> <p>（中略）</p> <p>たな卸資産の将来の販売見込みについては、主要得意先が属する半導体、自動車及び工作機械等の市況や米中間の政治的リスク、それに伴う顧客の投資計画見込みによって影響を受け、</p> <p>（中略）業界の景気に大きく影響される可能性が高く、このように将来の販売見込に基づき算定されるたな卸資産の評価金額は、仮定、見積りまたはその他の判断に本質的に依存し、複雑性及び不確実性を伴う。</p>	<p>（前略）</p> <p>② ・システム上で設定されているたな卸資産の評価ルールについて、販売可能性を考慮したうえで、実態と整合した形で設定されているか、また、評価ルールに基づき正しいロジックでシステムに組み込まれているか検証した。</p> <p>（中略）</p> <p>・たな卸資産の評価に関し、機器部門の生産部門と営業部門が協議のうえ将来の販売見込を判断し評価対象リストが作成・承認されるプロセス及び経理部門での確認プロセスについての内部統制の整備状況及び運用状況の有効性の評価を実施した。</p> <p>（中略）</p> <p>・たな卸立会を通じて、評価対象のたな卸資産の実在性を検証するとともに、評価対象のたな卸資産が事前に聴取した将来の販売見込に反するような状態にないか観察により検証した。</p> <p>・たな卸資産の将来の販売見込について、半導体、自動車及び工作機械等の市況や顧客の投資計画見込との整合性を検証すると同時に、関連部門への質問及びその回答を裏付けるバックデータ等の閲覧により、その妥当性を検証した。</p>

以上のことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断している。	
選定理由	
<p>① KAMの内容及び決定理由について、金額的重要性、被監査会社の開示の参照箇所、たな卸資産の評価損に係る手続が過不足なく記載されている。また、対象としている部門の資産について、事業の特性や評価上の特徴、手続が比較的具体的に記載されているため、決定理由の理解が深まる。</p> <p>② 監査上の対応における諸手続の記載においては、会社への質問・ヒアリングといった一般的なものに止まらず、バックデータによる検証の方法も記載されているなど、具体性が比較ある。</p>	

3.① ●●●株式の評価（連結財務諸表に対する注記 8. 関連会社に対する投資を参照。）

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>(前略)</p> <p>当監査法人は、以下の要因から、●●●株式の評価が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> <p>(中略)</p> <p>②・持分法が適用される●●●株式に一時的でない公正価値の下落があるかどうかを評価するにあたっては、非上場会社である●●●の企業価値を考慮しつつ、関連する会計基準の要求事項の定めに従い判断する必要がある。さらに、この判断にあたっては、●●●の近年の業績及びメモリ事業が属する産業の今後の見通しを考慮することが必要である。これらの検討は、本質的に複雑であり、また様々な経営者の仮定に関する判断を伴う。</p>	<p>(前略)</p> <p>③・●●●の連結財務諸表を通過することにより、以下の状況を確認した。</p> <p>(中略)</p> <p>・構成単位の監査人が実施した監査手続及び結論についての理解及び評価を実施した。</p> <p>・●●●の公正価値における著しい悪化の有無を確認し、公正価値の算定にあたり使用されている前提条件と外部市場調査機関から提供されたフラッシュメモリ市場の将来予測との比較を実施した。</p> <p>・メモリ事業の同業他社との業績比較を実施し、収益レベル又は資産の質において顕著な悪化ないし同業他社のレベルを下回る事実の有無を確認した。</p>
選定理由	
<p>① KAMの見出しに対象の社名が具体的に記載されている。また、企業による開示の参照箇所も見出しに掲記されており、本文に埋もれず視認性が高い。</p> <p>② 持分法対象の非上場関係会社の株式価値について取り上げられている。資産や純損益等における金額的な重要性がある一方で、持分売却後に子会社でなくなったことから開示が変化しており、証券アナリストの関心が高い事項である。また KAM の選定理由・視点の説明がルール面と実態面から記載され、具体的である。</p> <p>③ 監査上の対応における関係会社の株式価値評価に関する手続の内容が具体的である。</p>	